

■ 2019 年度 A 日程一般入試法律科目試験 「憲法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

成年被後見人について選挙権を認めていなかった旧公職選挙法 11 条 1 項 1 号の規定を素材として、選挙権保障の意義と選挙権の法的性質論についての知識を確認するとともに、選挙権制限についての違憲審査のあり方を具体的に示すことができるかを問う出題であった。

問 1 選挙権は国民主権原理の具体化として「国民固有の権利」として保障されている。選挙権については、有権者団としての公務としての側面も有するとする二元説と権利説の対立があるが、その異同について、国民主権との関わりも絡めて論じられればよい。

問 2 最高裁は、在外国民選挙権判決（最大判 2005（平成 17）年 9 月 14 日民集 59 卷 7 号 2087 頁）において、選挙権の制限について、「自ら選挙の公正を害する行為をした者等の選挙権について一定の制限をすることは別として、国民の選挙権又はその行使を制限することは原則として許されず、国民の選挙権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならない」との厳格な基準を確立している。解答に当たっては、この基準を前提に成年被後見人の選挙権を一律に剥奪することが「選挙の公正」をはかるうえで「やむを得ない」といえるかを、問題文中に示された成年後見制度の趣旨を踏まえて検討することになる。

東京地判 2013（平成 25）年 4 月 13 日（判例時報 2178 号 3 頁）は、成年後見制度の趣旨目的と選挙の公正とは関係がなく、成年被後見人になったからといって、選挙権の行使をするに足る能力を欠くとされたわけではないことなどを指摘して、旧公職選挙法 11 号 1 項 1 号について、「選挙権に対する「やむを得ない」制限であるということはできず、憲法 15 条 1 項及び 3 項、憲法 43 条 1 項並びに憲法 44 条ただし書に違反する」と判示した。

以 上